

オープンカウンター方式実施要領

この実施要領は、沖縄県警察におけるオープンカウンター方式による契約手続等に関して必要な事項を定めたものです。

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、見積書を提出してください。

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

オープンカウンターに参加する場合は、次に定める要件を全て満たす者としてします。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業所又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) (1)～(4)のほか、調達ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

2 見積書の提出

- (1) 見積書は、任意の様式としますが、別添「見積書記載例」の内容を満たすこと。
- (2) 見積書の提出期限は、各案件の仕様書に示しています。持参、郵送、FAX又はメールを問わず、提出日時必着とします。郵送される場合は、封筒の表に「〇〇〇（調達件名）オープンカウンター見積書在中」と朱書きしてください。
- (3) 仕様書において「相当品可」の記載がある場合は、相当品での見積が可能ですが、ただし、事前承認を必要としますので、各仕様書に記載の相当品申請提出期限までに相当品申請書、カタログ等を持参、郵送、FAX又はメールにより申請してください。
- (4) 見積書の作成及びその送付に要する費用は、オープンカウンターに参加する者が負担することとします。また、各案件について特段の指示がある場合を除き、当該案件の履行に要する一切の費用を含めた金額で見積るものとします。
- (5) 見積書は、下記7に持参、郵送、FAX又はメールにより送信してください。FAX又はメール送信後は、下記7の連絡先に確実に着信確認を行ってください。

3 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者の方には、沖縄県警察から連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積提出期日の翌々日（閉庁日の場合は翌開庁日）、以降に下記8にお問い合わせいただければ金額について回答致します。

4 契約の相手方及び契約金額について

- (1) 提出された有効な見積書のうち、予定価格を満たす最低価格（消費税込）を提示された事業者を契約の相手方とします。
- (2) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格に達した見積書がないときは、別途選定した事業者に見積を依頼し、随意契約の協議を行います。

- (3) 契約の相手方となるべき者が2人以上あるときは、「くじ引き」を実施します。
なお、当該参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、契約事務に関係しない職員がこれに代わってくじを引き、契約の相手方を決定します。
- (4) 見積書の提出後、契約の相手方として通知を受けたときは、速やかに契約を締結し、その履行を開始しなければなりません。また、契約書等の取り交わしについては、通知の際に別途指示します。

5 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じて指定の契約書又は請書を作成していただきます（契約金額によって作成を省略する場合があります。）。

6 その他

- (1) 契約担当官等が必要と認める場合は、見積参加者に対して、追加資料の提出を求めることができるものとします。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 契約担当官等の都合により見積依頼途中であっても、調達を中止する場合があります。

7 見積書の提出及び相当品申請先

各仕様書に記載の「見積書提出及び問い合わせ先」をご確認いただき、各担当部署にご提出ください。

8 各種問い合わせ先

- (1) 仕様書に関すること。
各仕様書に記載の「見積書提出及び問い合わせ先」
- (2) オープンカウンターに関すること。
沖縄県警察本部警務部会計課用度係
代表電話番号 098-862-0110（内線2243）
（休日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで）